

議案第 8 号・議案第 10 号～議案第 12 号
参考資料

【平成 2 1 年第 1 回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会】

平成21年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会 議案参考資料

議案第8号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	1
議案第10号	専決処分の承認を求めることについて（財産の取得）	6
議案第11号	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第12号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について	10

議案第 8 号参考資料

件 名	専決処分の承認を求めることについて (埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
根拠法令等	地方自治法第 1 7 9 条第 3 項
<p>【 専決処分とした理由 】</p> <p>所得の少ない被保険者に係る保険料の軽減措置を実施する方針が国において決定され、この軽減措置の実施について埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があるが、実施決定の時期として、今年度の保険料賦課決定等に間に合わせる必要があることから、平成 2 1 年 5 月 2 8 日に当該条例の一部を改正する条例を専決処分としたもの。</p> <p>【 条例改正の内容 】</p> <p>被保険者均等割額が 7 割軽減となっている被保険者に対し、その軽減割合を平成 2 1 年度においては一律 8 . 5 割とし、軽減後の被保険者均等割額を 6 , 3 7 0 円とする。</p>	
施 行 日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する</p>	

平成21年度における保険料軽減

〔均等割〕

○均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合に9割軽減する。〈恒久措置〉

○平成21年度においては、均等割の7割軽減を受ける方を一律8.5割軽減とする。

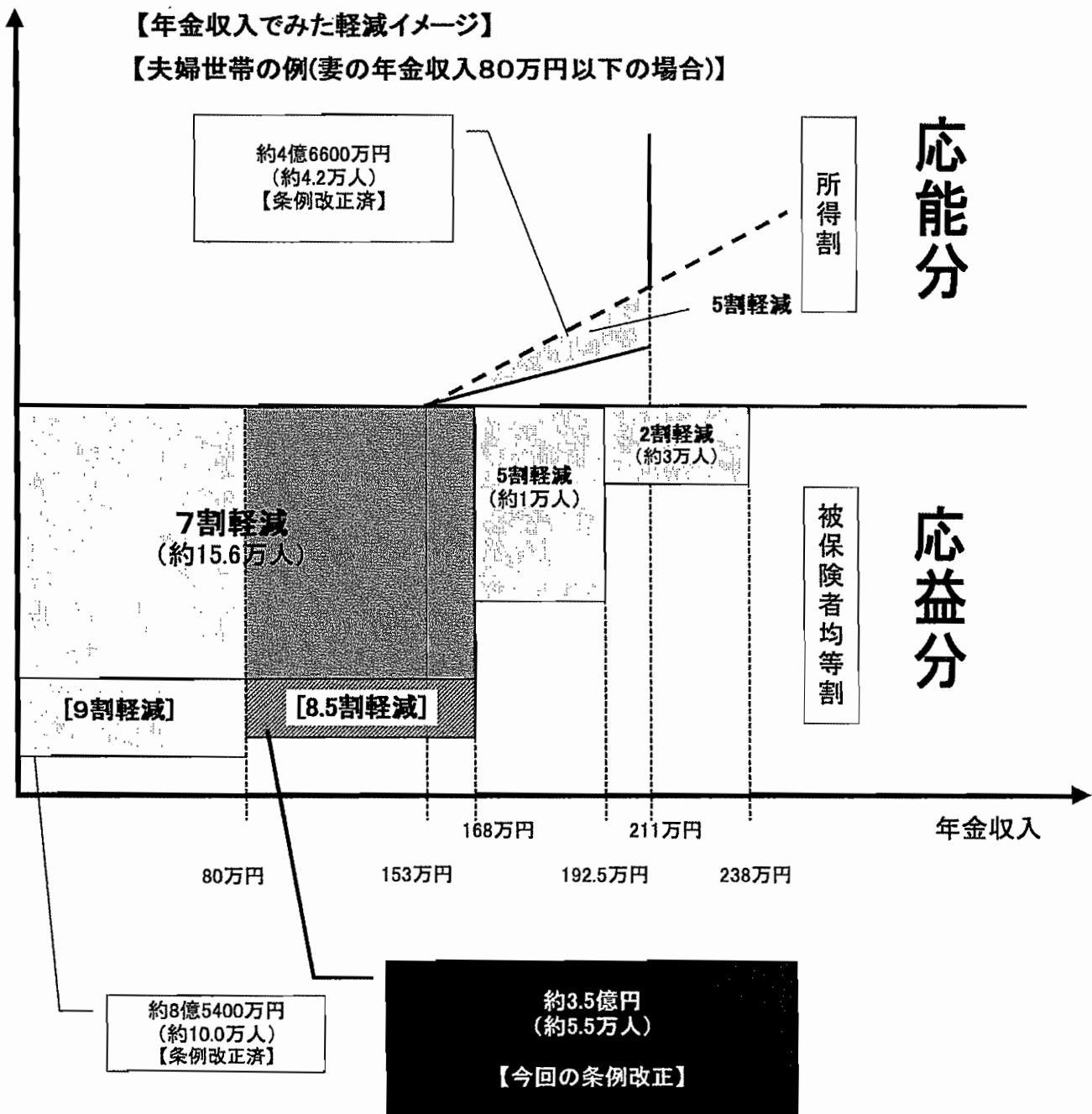
今回の条例改正

〔所得割〕

○所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には年金収入153万円から211万円まで)について、5割軽減する。〈恒久措置〉

【年金収入でみた軽減イメージ】

【夫婦世帯の例(妻の年金収入80万円以下の場合)】



9割軽減には被用者保険被扶養者であった方が9割軽減される場合を含んでいません。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～附則第6条 (略)</p> <p>(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第7条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について、第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第8条、附則第10条、附則第11条、附則第12条、<u>附則第13条若しくは附則第14条</u>」とする。</p> <p>附則第8条～附則第10条 (略)</p> <p>(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)</p>	<p>第1条～附則第6条 (略)</p> <p>(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第7条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について、第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第8条、附則第10条、附則第11条、附則第12条<u>若しくは附則第13条</u>」とする。</p> <p>附則第8条～附則第10条 (略)</p> <p>(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)</p>

第11条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第3項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に3を乗じて得た額とする。

附則第12条・附則第13条（略）

（平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第14条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

第11条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第2項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に3を乗じて得た額とする。

附則第12条・附則第13条（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の
埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
規定は、平成21年4月1日から適用する。

件名	専決処分の承認を求めることについて（財産の取得）
根拠法令等	地方自治法第179条第3項
<p>【 専決処分とした理由 】</p> <p>広域連合標準システムに関し、市町村との間のオンライン処理に支障が生ずるおそれが出てきたことへの対処や窓口端末の増設を図るため、サーバ等の機器を緊急に追加整備する必要があることから、平成20年度中の整備として、その予算措置（平成20年度2月補正予算）後、直ちにその財産の取得を図ることとし、平成21年2月26日に財産の取得について専決処分としたもの。</p> <p>【 取得財産の内容 】</p> <p>1. 取得財産 広域連合標準システムに係るサーバ等機器 ・データベースサーバ及びバックアップサーバ ・大容量データ記憶装置（被保険者情報などの基幹データを保存） ・ソフトウェアライセンス（サーバ機器、窓口端末用）</p> <p>2. 取得金額 金64,207,500円</p> <p>3. 取得方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約による財産の買入れ （随意契約理由） 既設の機器への追加導入機器であり、管理運用上の理由から既設機器と同メーカー製とする必要があるため、この機器を取り扱う業者として二者からの見積り合わせにより業者決定した。</p> <p>4. 納入者 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番11号 A G S株式会社 代表取締役 小川 修一</p>	
施行日	平成21年2月26日
<p>【その他参考事項】</p> <p>（予算措置） 「平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）」（平成21年2月定例会）</p>	

議案第 1 1 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	統計法
<p>【趣 旨】</p> <p>統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、規定の整理をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>統計法等に基づく統計調査等によって集められた個人情報は、個人が識別されない形で処理・使用されていることや、統計法等において秘密の保護、目的外使用の禁止、適正管理等の保護措置が講じられていることから当該条例の適用除外となっている。</p> <p>今般の統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、適用除外について規定する同条例第 5 7 条を整理するもの。</p> <p>なお、適用除外としている内容は従前と同様である。</p>	
施 行 日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第56条 (略)</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第57条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) <u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</u></p> <p>(2) <u>統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u></p>	<p>第1条～第56条 (略)</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第57条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) <u>統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報</u></p> <p>(2) <u>統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査によって集められた個人情報</u></p>

(3) 住民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記載されている個人情報

第58条～第68条 (略)

(3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

(4) 住民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記載されている個人情報

第58条～第68条 (略)

議案第 1 2 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方自治法第 2 4 1 条第 8 項
<p>【趣 旨】</p> <p>国からの交付金を埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金に受け入れた場合の処分事由を追加するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>被保険者均等割額の 7 割軽減に該当する被保険者（9 割減額に該当するものを除く約 5.5 万人）について、平成 2 1 年度にその軽減割合を 8.5 割とするための財源（約 3.5 億円）に充てる場合において、基金を処分することができる旨を規定する。</p>	
施 行 日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 平成21年度における埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が当該年度の賦課期日において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 平成21年度における埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が当該年度の賦課期日において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の</p>

金額がない世帯に属するときに広域連合が行う被保険者均等割額の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第10条第1項に規定する額を除く。）及び条例第6条に規定する基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者であるときに広域連合が行う所得割額の減額のための財源に充てる場合

(6) 条例附則第14条の規定による被保険者均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のための財源に充てる場合

第7条 （略）

金額がない世帯に属するときに広域連合が行う被保険者均等割額の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第10条第1項に規定する額を除く。）並びに条例第6条に規定する基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者であるときに広域連合が行う所得割額の減額のための財源に充てる場合

第7条 （略）